

2022年(令和4年)1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等一覧

2022年4月30日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|------------|-----------|--|---------------------------------|---------------------|
| 総務省告示 第1号 | 令和4年1月6日 | 無線局運用規則第四百十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の全部を改正する等の件の一部を改正する件 | 無線局運用規則 | 昭和39年 郵政省告示第677号 |
| 総務省告示 第25号 | 令和4年2月2日 | 無線機器型式検定に合格した機器の件 | 無線機器型式検定規則 | - |
| 総務省告示 第32号 | 令和4年2月14日 | 放送法施行規則第六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件 | 放送法施行規則 | - |
| 総務省告示 第33号 | 令和4年2月14日 | 放送法施行規則第六十五条第一項の規定に基づく指定再放送事業者の指定の取消し及び第三項の規定に基づく指定再放送事業者の指定の失効が生じた件 | 放送法施行規則 | - |
| 総務省告示 第36号 | 令和4年2月16日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき公示をする件 | 特定機器の相互承認に関する法律 (略表記 注1) | - |
| 総務省告示 第37号 | 令和4年2月16日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件 | 特定機器の相互承認に関する法律施行規則 (略表記 注2) | 平成19年 総務省告示第638号 |
| 総務省告示 第55号 | 令和4年3月3日 | 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第278号 |
| 総務省告示 第56号 | 令和4年3月3日 | 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第279号 |
| 総務省告示 第66号 | 令和4年3月14日 | 無線局免許手続規則に基づき、変調方式を切り替えて運用する無線設備の周波数帯及び標準的な変調方式を定める件 | 無線局免許手続規則 | - |
| 総務省告示 第67号 | 令和4年3月14日 | 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成30年 総務省告示第356号 |
| 総務省告示 第74号 | 令和4年3月14日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件(40区間の追加) | 電波法 | - |
| 総務省告示 第75号 | 令和4年3月14日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件 ・昭和56年郵政省告示第968号等、告示27件の一部改正 ・昭和41年郵政省告示第306号の廃止 | 電波法 | - |
| 総務省告示 第88号 | 令和4年3月30日 | 指定講習機関の事務所の所在地を変更する件 | 電波法 | - |

2022年(令和4年)1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等一覧

2022年4月30日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|-----------|--|-------------|---------------------|
| 総務省告示 第89号 | 令和4年3月30日 | 指定試験機関の事務所の所在地を変更する件 | 電波法 | - |
| 総務省告示 第134号 | 令和4年4月14日 | 電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 令和3年 総務省告示第336号 |
| 総務省告示 第135号 | 令和4年4月14日 | 電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成26年 総務省告示第319号 |
| 総務省告示 第139号 | 令和4年4月27日 | 端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件 | 電気通信事業法施行規則 | 平成6年 郵政省告示第72号 |
| 総務省告示 第140号 | 令和4年4月27日 | 外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成15年 総務省告示第344号 |
| 総務省告示 第141号 | 令和4年4月27日 | 無線局運用規則第二百六十二条の四の表下欄に掲げる海域において同条の規定を適用しない場合を定める件の一部を改正する件 | 無線局運用規則 | 平成18年 総務省告示第102号 |
| 総務省告示 第142号 | 令和4年4月27日 | 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成30年 総務省告示第356号 |
| 総務省告示 第143号 | 令和4年4月27日 | 無線設備規則第二十四条第三十四項及び別表第三号の六十九の無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件 | 無線設備規則 | - |